

各介護保険事業者 様

相模原市長 本村 賢太郎
(公印省略)

「介護保険要介護認定の更新申請をされる方の臨時的な取扱いについて」の一部変更について（通知）

時下、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃から、本市の介護保険制度の運営につきましては、多大なる御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和2年4月24日付け、『「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて（その4）」について（通知）』でお知らせした本市における標記取扱いについて、令和3年12月1日以降の申請から、次のとおり変更しますのでお知らせします。

なお、今後の状況によっては、取扱いの見直しを行う場合があることを申し添えます。

記

1 臨時的な取扱いをする被保険者について

更新申請の方で、新型コロナウイルス感染症への感染拡大防止を図る観点から面会が困難なことにより訪問調査が行えない被保険者。（原則、被保険者本人が入院（入所）中の施設等が面会制限を実施している場合や、被保険者本人が新型コロナウイルス感染症に罹患している場合など、明らかに訪問調査が行えない方を対象とします。）

2 更新申請書の記載方法等について

次のいずれかにより御対応ください。なお、代筆の場合は本人及び家族の同意を必ず確認のうえ御記入下さい。

（1）訪問調査が可能な場合

申請書に必要事項を御記入ください。申請書裏面の備考欄への御記入は不要です。

（2）面会が困難なことにより訪問調査が行えないため、有効期間の延長を希望する場合

申請書に必要事項を御記入いただくとともに、別紙「認定有効期間の延長希望理由書」を提出してください。

なお、申請書表面「主治医欄」と「同意欄」、裏面「訪問調査欄」への御記入は不要です。

3 郵送申請への御協力について

下記のお近くの窓口に、極力郵送による申請をお願いいたします。

緑高齢・障害者相談課

住所：〒252-5177 緑区西橋本5-3-21 緑区合同庁舎3階

中央高齢・障害者相談課

住所：〒252-5277 中央区富士見6-1-1 ウェルネスさがみはらA館1階

南高齢・障害者相談課

住所：〒252-0303 南区相模大野6-22-1 南保健福祉センター1階

城山保健福祉課

住所：〒252-5192 緑区久保沢1-3-1 城山総合事務所第1別館1階

津久井保健福祉課

住所：〒252-5172 緑区中野613-2 津久井保健センター1階

相模湖保健福祉課

住所：〒252-5162 緑区与瀬896 相模湖総合事務所2階

藤野保健福祉課

住所：〒252-5152 緑区小淵2000 藤野総合事務所2階

介護保険課

住所：〒252-5277 中央区中央2-11-15

4 その他

「認定有効期間の延長希望理由書」の様式等については、11月第1週頃までに、本市ホームページに掲載予定です。（掲載予定ページ：トップページ>申請書ダウンロード>介護保険>介護保険認定申請書）

以 上

健康福祉局地域包括ケア推進部介護保険課認定班
電話（直通） 042-769-8342